

京 都 府 報 告 資 料

平成31／令和元年度における児童虐待相談等の状況について（速報値）

令和2年7月21日
京都府健康福祉部
家庭支援課
(075-414-4592)

京都府では、府内児童相談所（京都市を除く3箇所※）における平成31／令和元年度の児童の虐待相談・対応の状況について取りまとめましたのでお知らせします。

※家庭支援総合センター、宇治児童相談所、福知山児童相談所

1 児童虐待相談の状況

○ 相談受理事件数（平成31／令和元年度中に児童相談所が通告を受け付けた件数）

2,547件（前年度より443件増 前年度比121.1%）

年度	27	28	29	30	31/元
府内3児相合計 (前年度比)	1,120 (99.9%)	1,502 (134.1%)	1,663 (110.7%)	2,104 (126.5%)	2,547 (121.1%)

○ 主な増加要因

- ① 警察 1,331件（前年度より324件増 前年度比132% 構成率52.3%）
- ② 近隣・知人 337件（前年度より95件増 前年度比139% 構成率13.2%）

▶ 平成30年10月に府と警察が情報共有に関する協定を締結し、情報共有の体制強化に伴い、警察からの通告が増加（増加件数の大半を占める）

▶ 近年、虐待による痛ましい事件の発生を受け、児童虐待に対する社会的な関心の高まりにより、近隣・知人からの通告が増加

○ 虐待の種類

- ① 心理的虐待 1,542件（前年度より311件増 前年度比125% 構成率60.5%）
- ② 身体的虐待 518件（前年度より47件増 前年度比110% 構成率20.3%）
- ③ ネグレクト 470件（前年度より116件増 前年度比133% 構成率18.5%）

▶ 子どもの面前での暴力（面前DV）による心理的虐待通告のほか、過度のしつけ等による身体的虐待通告が増加

▶ 増加件数では心理的虐待に次いで身体的虐待が多いが、増加率で見ると小学生までの小さい子に対する夜間放置等のネグレクトが最も増加

○ 主たる虐待者

- ① 実母 1,298件（前年度より285件増 前年度比128% 構成率51.0%）
- ② 実父 1,019件（前年度より120件増 前年度比113% 構成率40.0%）

▶ 夫婦間での面前DV等による心理的虐待通告の増加に伴い、虐待者が実親となるケースが増加

2 新型コロナウイルスの影響について

令和2年1月～3月の児童虐待相談受理事件数

()は前年同月の件数

	1月	2月	3月	計
府内3児相合計	230(159)	154(195)	196(220)	580(574)
前年比	144.6%	78.9%	89.0%	101.0%

▶ 相談受理事件数は前年度同期と比べて横ばいであり、新型コロナウイルスの影響による児童虐待相談について、特段増加は認められない

▶ 本年4月以降も相談受理事件数の増加は特段認められないが、長期間の外出禁止のストレスなどによる軽微な相談が目立ってきている



■宇治児童相談所における児童虐待相談受案件数〔平成31(令和元)年度〕

1 受案件数の年次推移

児相名	年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31(R元)	対前年
宇治児童相談所 (南部家庭支援センター)		219	308	321	498	532	551	718	847	1,045	1,357	129.9%
(参考)府児相計		528	619	732	964	1,121	1,120	1,502	1,663	2,104	2,547	121.1%

2 経路別受理状況

年度	家族	親戚	近隣知人	児童本人	市町村	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察	学校等	その他	再掲 (きょうだい受理)	合計
30	40	32	140	5	82	0	0	17	9	492	16	212	110	1,045
R元	57	17	177	9	124	1	0	19	8	714	24	207	139	1,357
構成率(%)	4.2	1.3	13.0	0.7	9.1	0.1	0.0	1.4	0.6	52.6	1.8	15.3		100.0
(参考)府児相計	98	57	337	16	227	1	0	27	9	1331	33	411	215	2547

3 主たる虐待者

年度	実父	実父以外父親	実母	実母以外母親	その他	合計
30	461	68	493	2	21	1,045
R元	581	101	647	0	28	1,357
構成率(%)	42.8	7.4	47.7	0.0	2.1	100.0
(参考)府児相計	1,019	175	1,298	2	53	2,547

4 虐待の種類別受理状況

年度	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	合計
30	238	17	174	616	1,045
R元	234	8	214	901	1,357
構成率(%)	17.2	0.6	15.8	66.4	100.0
(参考)府児相計	518	17	470	1,542	2,547

5 年齢別受理状況

年度	0～3歳	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生等	合計
30	227	180	384	165	89	1,045
R元	283	296	450	210	118	1,357
構成率(%)	20.9	21.8	33.2	15.5	8.7	100.0
(参考)府児相計	516	532	869	404	226	2,547

◆ 本府における児童虐待施策の主な取組

【平成20年度～平成29年度(主なもの抜粋)】 ※丸数字は年度を意味

- ▶ 「要保護児童対策地域協議会」の府内全市町村での設置⑳
市町村における関係機関のネットワークの整備により連携した対応を推進
- ▶ 「家庭支援総合センター」の開設㉑
児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所を統合し、家庭問題に総合的に対応する体制を整備 ※市町村支援や研修による資質の向上を機能として位置付け
- ▶ 「児童虐待防止アドバイザー市町村支援事業」の開始㉒
市町村(要保護児童対策地域協議会)の困難ケース等への助言を行うため、学識経験者等の派遣を実施
- ▶ 「宇治児童相談所京田辺支所」の開設㉓
京都府南部地域において、よりきめ細やかな子どもの相談体制を整備し、身近な地域で児童虐待事案や子どもに関する相談に迅速に対応するために開設
- ▶ 「保護者指導プログラム」の実施㉔
虐待する(おそれのある)保護者への指導プログラムを開始(府内北部地域まで拡大㉕)
- ▶ 児童相談所における夜間休日の相談体制の強化㉖
児童相談所全国共通ダイヤル「189」の運用開始に伴い、夜間休日に電話対応を行う電話相談員を家庭支援総合センターに配置
- ▶ 子育てピアサポートセンターの設置㉗
子育て世代を支援する子育てピアサポートセンターを設置、母子保健との連携により、児童虐待の発生予防・早期発見
- ▶ 「子ども虐待対応マニュアル」による府児童相談所と市町村等の関係機関連携の強化㉘
虐待対応における対応の方法や、関係機関との役割分担について整理することで、相互の連携強化

【平成30年度】

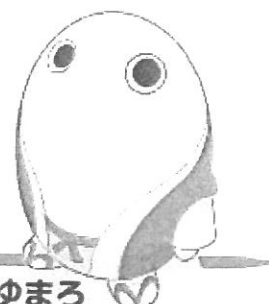
- ▶ 「児童虐待対応協力員」の増員
児童相談所において、虐待案件に対する早期対応を着実に実施するための非常勤嘱託を3名増員
- ▶ 児童相談所における法的対応機能の強化
複雑化・困難化する児童虐待事案への対応のため、弁護士による助言及びサポート体制を充実
- ▶ 京都府警と情報共有に関する協定を締結
虐待の早期発見と重篤化に対応するため、京都府・京都市・京都府警の3者で協定を締結し、情報共有の体制を強化

【令和元年度】

- ▶ 児童相談所への児童福祉司等の増員
各児童相談所において、相談支援を行う児童福祉司や心理判定員を10名増員
- ▶ 「赤ちゃん応援隊」活動への助成
地域の子育て経験者などが乳児のいる家庭を訪問し、見守り支援を行う体制を整備することで、子育て家庭の孤立化を防ぎ、地域の子育て力を向上

【令和2年度】

- ▶ 児童相談所への児童福祉司等の増員
各児童相談所において、相談支援を行う児童福祉司や心理判定員を5名増員
- ▶ 「児童虐待・DV防止連携推進員」の配置
児童虐待とDVが絡み重篤化することを未然に防止するため、市町村などより一層の連携強化を担う職員を各家庭支援センターに3名配置
- ▶ 福知山児童相談所の改修工事完了、7月6日再開
隣接する河川の拡幅工事に伴い、平成31年4月から改修工事を実施。一時保護所を全面改築し、男女別エリア化や間仕切り設置による個室化等、一時保護機能を強化





子ども虐待対応の現状

◆ 激増する通告・対応件数と「虐待」定義の拡大

- ・虐待通告・相談件数 (cf.「児童虐待防止法」H12.11.20施行)
京都府(H20年度: 370件 → H30年度: 2,104件) ※市児相分除く
全国(H20年度:42,664件 → H30年度:159,850件) ※虐待取扱件数
cf. ③〇京都市 2,128件 他市町村 2,865件(同左)
- ・内訳は、「心理的」が急増し、6割弱に(府③〇 1,231件=58.5%)
※定義の拡大(面前DVやきょうだいへの虐待を「心理的虐待」に)
※警察からの通告増(②〇 72 → ②⑨ 707 → ③〇 1,007)
※「性的」は1~2%前後だが、暗数は10倍以上?とも言われる。
- ・通告元の最多は「警察」(府③〇 =47.3%、全国③〇 =49.5%)
一方、「近隣・知人」は、府③〇 11.5%、全国③〇 13.4%
「医療機関」は、府③〇 1.6%、全国③〇 2.2% に止まる。
- ・主な「虐待者」は、実父(府③〇 :42.7%)、実母(府③〇 :48.1%)

0



子ども虐待対応の現状

◆ 子ども虐待の重篤事例について

○「死亡事例等の検証結果 第15次報告」(H29年度分/厚労省)

- ・1年間に虐待で死亡した子どもは52人(心中含む65人)
- ・「0歳」が28人(53.8%)で最も多い。(心中除く)
→ 0歳児のうち「0ヶ月児」が、14人(50.0%)と最多(同上)
→ 1~15次:合計779人(心中除く)のうち、0歳:373人(47.9%)

○死亡対象事例の特徴分析(H29年度分)

- ・虐待の類型 身体的虐待 22人(42.3%)、ネグレクト 20人(38.5%)
- ・主たる加害者 母親 25人(48.1%)、実父 14人(26.9%)
- ・実母の抱える問題 「遺棄」19人(36.5%)、
「予期しない妊娠/計画していない妊娠」16人(30.8%)、
「妊婦健診未受診」16人(30.8%)、「自宅分娩」16人(30.8%)

1

第1次から第15次報告を踏まえて 子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント

養育者の側面

- 妊娠の届出がなされおらず、母子健康手帳が未発行である
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している（途中から関係が変化した場合も含む）
- 予期しない妊娠／計画していない妊娠
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産
- 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は予防接種が未接種である（途中から受診しなくなった場合も含む）
- 精神疾患や抑うつ状態（産後うつ、マタニティブルーズ等）がある
- 過去に自殺企図がある
- 養育者がDVの問題を抱えている
- 子どもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- 家庭として養育能力の不足等がある若年（10代）妊娠
- 子どもを保護してほしい等、養育者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず養育者が虐待を否定
- 訪問等をしても子どもに会わせない
- 多胎児を含む複数人の子どもがいる

※子どもが低年齢である場合や離婚等によるひとり親である場合に、上記ポイントに該当するときは、特に注意して対応する必要がある。

子どもの側面

- 子どもの身体、特に、顔や首、頭等に外傷が認められる
- 一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる
- 子どもが保育所等に来なくなつた
- 施設等への入退所を繰り返している（家庭復帰後6か月以内の死亡事例が多い）
- きょうだいに虐待があった
- 子どもが保護を求めている

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子が気にかかる旨の情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 孤立している

援助過程の側面

- 関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず得られた情報を統合し虐待発生のリスクを認識できなかった
- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）における検討の対象事例になっていなかった
- 家族全体を捉えたリスクアセスメントが不足しており、危機感が希薄であった
- スクリーニングの結果を必要な支援や迅速な対応に結びつけていなかった
- 転居時に十分な引継ぎが行えていなかった

※下線部分は、第15次報告より追加した留意すべきポイント



児童福祉法等の改正のポイント

令和元年6月19日可決成立・令和2年4月1日施行

■体罰禁止の明記

- ◇親権者等が「しつけ」として体罰を行うことを禁止
→「体罰を加えること」「監護及び教育に必要な範囲を超える懲戒」を禁止
- ◇民法上の懲戒権のあり方について、施行2年をめどに検討

■児童相談所の機能強化

- ◇一時保護等介入を行う職員と保護者指導・支援を行う職員を分ける
- ◇児相が常時、弁護士による助言・指導の下で適切・円滑に措置決定を行えるようにする
- ◇すべての児相に医師と保健師を配置
- ◇政府は施行後5年をめどに、中核市と特別区が児相を設置できるよう支援
- ◇児相の管轄区域の人口、児童虐待の相談件数などに応じた児童福祉司の増員



児童福祉法等の改正のポイント

令和元年6月19日可決成立・令和2年4月1日施行

■子どもの安全確保・権利擁護

- ◇学校や児童福祉施設などの職員は、職務上知り得た児童の秘密を漏らしてはならない
- ◇配偶者暴力相談支援センター等は児童虐待の早期発見に努める
→早期発見の努力義務がある者に「警察官」「婦人相談員」等を追加
- ◇虐待をした保護者への再発防止プログラム実施を児相等の努力義務に
- ◇子どもの転居の際に「切れ目ない支援」をするため、児相間の引き継ぎを徹底
- ◇児相の業務に、一時保護解除後の家庭環境の調整、児童の状況確認及び安全確保を明記
- ◇子どもの意見が尊重される仕組みを施行後2年をめどに検討

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)の概要

改正の趣旨

(令和元年6月19日成立・6月26日公布)

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童の権利擁護【①の一部は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

- ① 親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする。児童福祉施設の長等についても同様とする。
- ② 都道府県（児童相談所）の業務として、児童の安全確保を明文化する。
- ③ 児童福祉審議会において児童に意見聴取する場合には、その児童の状況・環境等に配慮するものとする。

2. 児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等

(1) 児童相談所の体制強化等【①・⑥・⑦は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

- ① 都道府県は、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずるものとする。
- ② 都道府県は、児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとともに、児童相談所に医師及び保健師を配置する。
- ③ 都道府県は、児童相談所が行う業務の質の評価を行うことにより、その業務の質の向上に努めるものとする。
- ④ 児童福祉司の数は、人口、児童虐待相談対応件数等を総合的に勘案して政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。
- ⑤ 児童福祉司及びスーパーバイザーの任用要件の見直し、児童心理司の配置基準の法定化により、職員の資質の向上を図る。
- ⑥ 児童虐待を行った保護者について指導措置を行う場合は、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づき指導を行うよう努めるものとする。
- ⑦ 都道府県知事が施設入所等の措置を解除しようとするときの勘案要素として、児童の家庭環境を明文化する。

(2) 児童相談所の設置促進【①は児童福祉法、②・③は改正法附則】

- ① 児童相談所の管轄区域は、人口その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。
- ② 政府は、施行後5年間を目的に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずるものとする。
- ③ 政府は、施行後5年を目的に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 関係機関間の連携強化

【①は児童福祉法、②～④・⑤の前段は児童虐待の防止等に関する法律、⑤の後段は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律】

- ① 要保護児童対策地域協議会から情報提供等の求めがあった関係機関等は、これに応ずるよう努めなければならないものとする。
- ② 国及び地方公共団体は、関係地方公共団体相互並びに市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関間の連携強化のための体制の整備に努めなければならないものとする。
- ③ 児童虐待を受けた児童が住所等を移転する場合に、移転前の住所等を管轄する児童相談所長は移転先の児童相談所長に速やかに情報提供を行うとともに、情報提供を受けた児童相談所長は要保護児童対策地域協議会が速やかに情報交換を行うことができるための措置等を講ずるものとする。
- ④ 学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員は、正当な理由なく、その職務上知り得た児童に関する秘密を漏らしてはならないこととする。
- ⑤ D V対策との連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努めることとし、児童相談所はD V被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるものとする。

3. 検附規定その他所要の規定の整備

- ① 児童福祉司の数の基準については、児童福祉司の数に対する児童虐待相談対応件数が過重なものとならないよう、必要な見直しが行われるものとする。
- ② 児童相談所職員の処遇改善、一時保護所等の量的拡充・一時保護の質的向上に係る方策等に対する国の支援等の在り方について、速やかに検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目的に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ④ 一時保護その他の措置に係る手続の在り方について、施行後1年を目的に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑤ 児童の意見表明権を保障する仕組みとして、児童の意見を聴く機会を確保、児童が自ら意見を述べる機会を確保、その機会に児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の権利擁護の在り方について、施行後2年を目的に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑥ 児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策について、施行後1年を目的に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑦ 児童虐待の防止等に関する施策の在り方について、施行後5年を目的に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑧ 通報の対象となるD Vの形態及び保護命令の申立をすることができるD V被害者の範囲の拡大、D V加害者の地域社会における更生のための指導等の在り方について、公布後3年を目的に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑨ その他所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和2年4月1日(3②及び⑧)については公布日、2(1)②及び⑤の一部については令和4年4月1日、2(2)①は令和5年4月1日。))